

亀山市公告第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路について、次のとおり変更したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、関係図書は、建設部建築開発室に備え置いて縦覧に供する。

平成27年4月30日

亀山市長 櫻井義之

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 変更指定年月日

平成27年4月27日

3 変更後の指定番号

第H27道位指申亀建0001号

4 変更後の指定道路の位置

川合町字長妻1205番3の一部、1206番3、1217番28、1217番29、1217番58、1217番59、1217番60、里道、水路

5 変更後の指定道路の延長及び幅員

道路番号 A

延長 103.3m

幅員 6.0m